

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

令和7年度 HCL Notes ライセンス調達業務 一式

（2）業務の仕様

別添令和7年度 HCL Notes ライセンス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

（4）調達ライセンスの有効期間

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

（5）調達ライセンスの納入期限

令和8年1月23日

（6）納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年11月7日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約をする者

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

4 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

5 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第1号)
- ・質問書 (様式第2号)
- ・委任状 (様式第3号)
- ・入札書 (様式第4号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第5号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)

6 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年10月31日(金)午前9時から令和7年11月17日(月)午後5時までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月31日(金)から令和7年11月17日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月11日(木)午前10時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日(水)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

7 入札に関する問合せ等の取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより6の（1）の場所に令和7年11月7日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けない。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年11月12日（水）までにインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）により一括して閲覧に供する。

8 入札参加者に要求される事項

（1） 本件入札に参加を希望する者にあつては、9の事前提出物を作成の上、令和7年11月17日（月）午後5時までに郵便等又は持参の方法により6の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2） 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（3） 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4） 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9 事前提出物

事前提出物として、入札参加資格確認書（様式第1号）を提出すること。

なお、提出部数は1部とする。

10 入札参加資格の審査について

（1） 8の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年12月3日（水）までに通知する。

（2） （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年12月4日（木）午後5時までに書面（様式任意）により説明を求めることができる。

（3） （2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年12月5日（金）までに書面により回答する。

11 入札条件

（1） 入札は紙により行うものとし、入札書は所定の書式（様式第4号）を使用すること。

（2） 契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度の使用料の支払額については、契約申込金額に対して概ね次の割合とし、発注者と協議の上、決定する。

年度	契約申込金額に対する割合
令和7年度	約2／12
令和8年度	約10／12

（3） 入札書及び委任状（様式第3号）の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

（4） 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

（5） 入札書は、業務の名称、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、「入札書」と明記した封筒に入

れ、密封して提出すること。

- (6) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒の表面に業務の名称、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状を6の(5)(郵便等による場合は6の(1))の場所に提出しなければならない。
- ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (13) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに委任状(様式第3号)を6の(5)(郵便等による場合は6の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (10) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (11) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（6 の（4）の郵便等による入札の場合を除く。）

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 12 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、6 の（1）の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、6 の（1）の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。